

別表 1

算定基準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ (1 支援 単位当 たり)	創 設 及 び 改 築	本 体 工 事 費	29,060千円 ただし、平成27年7月13日 府子本第204号内閣府子ども・ 子育て本部統括官通知「子ども・ 子育て支援施設整備交付金 に係る施設整備の取扱いについて (以下「通知」という)」の 第1による、新・放課後子ども 総合プラン(平成30年9月1 4日厚生労働省子ども家庭局 長、文部科学省生涯学習政策局 長連名通知)に基づく学校敷地 内等における創設又は改築を行 う場合(以下「新・放課後子 ども総合プランによる場合」と いう。) 58,120千円 一部改築については、国通知の 第2により算出されたものを基 準額とする。	放課後児童クラブの創 設及び改築整備(建物 の整備と一体的に整備 されるものであって、 知事が必要と認めた整 備を含む。)に必要な工 事費又は工事請負費及 び工事事務費(工事施 工のため直接必要な事 務に要する費用であっ て、旅費、消耗品費、通 信運搬費、印刷製本費 及び設計監理料等をい い、その額は工事費又 は工事請負費の2. 6%に相当する額を限 度とする。以下同じ。)と 並びに既存建物の買収 のために必要な財産購 入費(PFI事業及び既 存建物を買収すること が建物を新築すること より効率的であると認 められる場合に限る。)	市町村が整備 を行う場合 (国通知の第 1の2に基づ き待機児童解 消のための放 課後児童クラ ブの整備を行 う場合) 【放課後児童 クラブ整備促 進事業として 待機児童の解 消のための放 課後児童クラ ブの整備を行 う場合】 県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】
		賃借料加 算	6,751千円	新たに土地を貸借して 放課後児童クラブを整 備する場合に必要な費 用	市町村が社会 福祉法人等が 行う施設の整 備に対して補 助を行う場合
		特殊付帯 工事費	17,487千円	特殊付帯工事に必要な 工事費又は工事請負費	(国通知の第 1の2に基づ き待機児童解 消のための放 課後児童クラ ブの整備を行 う場合)
		解体撤去 工事費及 び仮施設 整備工 事費	1,542千円 2,296千円 3 一部改築に際して既存施設 を解体し撤去する場合又は仮 施設を整備する場合は、国 通知の第2の2に基づき知事 が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事 費又は工事請負費及び 仮施設整備に必要な 賃借料、工事費又は工 事請負費	【放課後児童 クラブ整備促 進事業として 待機児童の解 消のための放 課後児童クラ ブの整備を行 う場合】 県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】

	拡張	本体工事費	知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		賃借料加算	6,751千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）
		特殊付帯工事費	17,487千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	大規模修繕	本体工事費	国通知第4の3に基づき知事が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		特殊付帯工事費	17,487千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
		仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、国通知の第4の3に基づき知事が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2

算定基準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	39,476千円 一部改築については、国通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	1,974千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,656千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	4,074千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	16,645千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,437千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 4,341千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、国通知の第2の2に基づき知事が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

拡 張	本 体 工 事 費	知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設 計 料 加 算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環 境 改 善 加 算	4,656千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特 殊 付 帯 工 事 費	16,645千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本 体 工 事 費	国通知の第4の3に基づき知事が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特 殊 付 帯 工 事 費	16,645千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮 設 施 設 整 備 工 事 費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、国通知の第4の3に基づき知事が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 3

算定基準

(第6条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ (1 支援 単位当 たり)	創設 及び 改築	本体 工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 31,966千円 第6条(3)に基づく場合 38,359千円 ただし、新・放課後子ども総合プ ランによる場合 第6条(1)、(2)に基づく場合 63,932千円 第6条(3)に基づく場合 76,718千円 一部改築については、国通知の第 2により算出されたものを基準額 とする。	放課後児童クラブの 創設及び改築整備(建 物の整備と一体的に 整備されるものであ って、知事が必要と認 めた整備を含む。)に 必要な工事費又は工 事請負費及び工事事 務費(工事施工のため 直接必要な事務に要 する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運 搬費、印刷製本費及び 設計監理料等をいい、 その額は工事費又は 工事請負費の2.6% に相当する額を限度 とする。以下同じ。)並 びに既存建物の買収 のために必要な財産 購入費(PFI事業及び 既存建物を買収する ことが建物を新築す ることより効率的で あると認められる場 合に限る。)	市町村が整備 を行う場合 (国通知の第 1の2に基づ き待機児童解 消のための放 課後児童クラ ブの整備を行 う場合) 【放課後児童 クラブ整備促 進事業として 待機児童の解 消のための放 課後児童クラ ブの整備を行 う場合】 県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】
		賃借料加 算	第6条(1)、(2)に基づく場合 7,426千円 第6条(3)に基づく場合 8,911千円	新たに土地を貸借し て放課後児童クラブ を整備する場合に必 要な費用	市町村が社会 福祉法人等が 行う施設の整 備に対して補 助を行う場合
		特殊付帯 工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 19,236千円 第6条(3)に基づく場合 23,083千円	特殊付帯工事に必要 な工事費又は工事請 負費	(国通知の第 1の2に基づ き待機児童解 消のための放 課後児童クラ ブの整備を行 う場合) 【放課後児童

	解体撤去 工事費及 び仮施設 整備工 事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第6条(1)、(2)に基づく場合 1,696千円 第6条(3)に基づく場合 2,035千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第6条(1)、(2)に基づく場合 2,526千円 第6条(3)に基づく場合 3,031千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、国通知の第2の2に基づき知事が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	<p>クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】</p> <p>県 2/9 (1/8) 【1/16】</p> <p>市町村 2/9 (1/8) 【1/16】</p> <p>設置者 1/3 (1/4) 【1/4】</p>
拡張	本体 工事費	知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	賃借料加 算	<p>第6条(1)、(2)に基づく場合 7,426千円 第6条(3)に基づく場合 8,911千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	
	特殊付帯 工事費	<p>第6条(1)、(2)に基づく場合 19,236千円 第6条(3)に基づく場合 23,083千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

別表 4

算定基準
(第6条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 43,424千円 第6条(3)に基づく場合 52,108千円 一部改築については、国通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 2,171千円 第6条(3)に基づく場合 2,606千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 5,122千円 第6条(3)に基づく場合 6,146千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 4,481千円 第6条(3)に基づく場合 5,378千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 18,310千円 第6条(3)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第6条(1)、(2)に基づく場合 2,681千円 第6条(3)に基づく場合 3,217千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

		<p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合</p> <p>第6条(1)、(2)に基づく場合 4,775千円</p> <p>第6条(3)に基づく場合 5,730千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、国通知の第2の2に基づき知事が必要と認めた額とする。</p>		
拡張	本体工事費	知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
	環境改善加算	<p>第6条(1)、(2)に基づく場合 5,122千円</p> <p>第6条(3)に基づく場合 6,146千円</p>	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
	特殊付帯工事費	<p>第6条(1)、(2)に基づく場合 18,310千円</p> <p>第6条(3)に基づく場合 21,971千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	